

令和4年度 第5回大島町農業委員会総会議事録

令和4年度定例大島町農業委員会が、令和4年8月24日（水）午前10時より大島町役場3階第4会議室にて開催された。

1、農業委員会委員は、次の通り

- | | | | | |
|--------|--------|--------|---------|---------|
| 1、新保鐵雄 | 2、向山吉昭 | 3、中拂晶 | 4、五十嵐初代 | 5、笠間隆夫 |
| 6、三田一也 | 7、春木望 | 8、中山定彦 | 9、中村富長 | 10、山本政一 |

2、農地利用最適化推進委員は、次の通り

- | | |
|--------|--------|
| 1、吉田義孝 | 2、澤田波夫 |
|--------|--------|

3、欠席委員(農業委員・農地利用最適化推進委員)

農業委員 6、三田一也 推進委員 欠席無し

4、出席職員は次の通り

中田太 産業課長
大原昭仁 農業係長
青木陽尚 主事

5、付議された案件

- 日程第1： 会長報告
日程第2： 農地の権利移動の許可について
日程第3： 農地の転用のための権利設定の許可申請に係る意見
日程第4： 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定
日程第5： その他

6、本日の書記は次の通り

主事 青木陽尚

向山議長 それでは、令和4年度第5回大島町農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は10名中9名、欠席委員は1名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。なお推進委員の方は2名中2名参加して頂いております。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。開会の前に私から話がありますのでお聞きください。令和4年8月24日、今回5回目ですね。これ以降ハンドマイクを用意してありますのでご利用ください。遠くの方はハンドマイクを使えばよく聞こえますので、よろしくお願いいたします。回して使用しますから、もし必要であればアルコール消毒もありますので。総会で

コロナに感染した場合は不可抗力ですので町としても委員会としても自己責任ということをお願いしたいと思います。皆さんへその件について賛否を取りたいと思います。

中拂委員

良いですか。

向山議長

はい、3番。

中拂委員

マイクは必ず使わなくちゃいけないですか。

向山議長

必ずではないです。

中拂委員

使いたい人が使うと。

向山議長

そうです。

中拂委員

分かりました。

向山議長

他に質問はありますか。それでは多数決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
(全員 挙手)

向山議長

ありがとうございます。全員賛成ですので今後ハンドマイクを使用いたします。よろしくをお願いします。それでは、本日の日程につきましてお諮りいたします。お手元に配布している日程表のとおりといたしますがご異議ございませんか。

(～異議なしの声 多数～)

ありがとうございます。異議なしと認めます。大島町農業委員会規則第41条に規定する議事録署名委員は7番委員と8番委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局の青木氏を指名いたします。それでは日程第1、「会長報告」について事務局より報告をお願いします。

事務局(青木)

それでは説明いたします。東京法務局からの「農地の転用事実に関する照会書について」です。申請者は〇〇、申請地は□□▲番、面積は▲平方メートルでございます。照会事由ですが、畑を山林に地目変更するためというものです。7月23日の現況調査には農業委員3名、向山さん、中山さん、中村さんと事務局1名で、行いました。現地一帯がすでに山林化しており、地目の変更は妥当だと判断しました。以上です。

向山議長

ありがとうございます。続きまして日程第2、「農地の権利移動の許可について」について議案第8号上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局(青木)

農地の権利移動の許可について、議案第8号をご説明いたします。申請人及び譲受人は□□▲番地、〇〇、▲歳。譲渡人は同じく□□▲番地、〇〇、▲歳。申請地は、□□▲番▲、面積は▲平方メートルでございます。申請事由ですが、譲受人である〇〇は、譲渡人である〇〇より申請地を有償にて取得し、柑橘類、豆類を栽培する農地として利用したいというものです。営農状況といたしまして、常時従事者1名です。労力状況につきましては、労働力男1名です。次のページをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□□から□側に▲m程進んだ□側に位置します。次のページをご覧くださいますと申請地の公図となります。説明は以上です。

向山議長

ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から補足で説明等ございますか。

中山委員

8番。

向山議長

はい、8番。

- 中山委員 議案8号、農地法3条農地権利移動についての〇〇さんからの農地権利移動許可申請について補足説明をいたします。令和4年の8月20日、私中山、差木地区の農業委員の中村さん、向山さん3名と、譲受人の方は上京中で不在のため譲渡人の〇〇さんが立ち会いで、事務局からは大原係長、合計5人で現地確認をしました。内容の説明ですが譲受人の〇〇さんが1人で耕作し、花卉類と野菜類を増やしていきたいとのことでした。南から北へ勾配のある農地で、東西南北とも防風林に囲まれています。周りはマキの木と椿と杉類で囲まれています。中は綺麗に耕作してあって特に果樹類等をやっており、野菜も植えております。状況はきれいな畑で、草が無いくらい綺麗にしております。それから農業用水も水道水も完備されているので問題ないと思います。現地で5名皆さん特に問題は無いという結論に至りました。以上で説明を終わります。
- 向山議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの補足説明について何か発言のある方は挙手願います。無いですか。それでは採決いたします。日程第2、議案第8号「農地の権利移動の許可」について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
- (全員 挙手)
- 向山議長 全員賛成ですので議案第8号については、原案のとおり承認いたします。続きまして日程第3、「農地の転用のための権利設定の許可申請に係る意見」について議案第9号上程いたします。事務局より説明お願いいたします。
- 事務局(青木) はい、説明いたします。農地の転用のための権利設定の許可申請に係る意見についてです。申請人及び譲受人は□□▲番地▲、〇〇。譲渡人は□□▲丁目▲番地▲、〇〇。申請地は、□□▲丁目▲番▲、面積は▲平方メートルのうち▲平方メートルです。申請事由ですが、譲受人である〇〇は、今回の申請地所有者である〇〇より借受け、住宅を建設するというものです。申請地の農地区分といたしましては、農業振興地域以外の農地であり第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれにも該当しないことから、第2種農地と判断されます。次のページをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□□下の□□を▲m程▲側に下った地点に位置します。次のページをご覧くださいますと申請地の公図、また次のページをご覧くださいますと転用計画図となります。以上です。
- 向山議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から補足で説明等ございますか。
- 春木委員 はい、7番です。
- 向山議長 はい、7番委員。
- 春木委員 昨日ですね。山本さんと中拂さんと新保さんと私で確認してきました。場所をご覧ように▲丁目の町の中と同じように道路は新しい道路なので側溝もちゃんと完備されております。何の問題ありません。住宅を作ってくれと言わんばかりの状態になっています。ただ、私が引っ掛かるのは契約の中で何も条件を付けていないことです。これは代が変わった時に問題が起きるのではないかなと思い、心配なのはその一点だけです。以上です。

- 向山議長 ありがとうございます。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います。
- 笠間委員 はい。
- 向山議長 はい、5番。
- 笠間委員 じゃあ今の春木さんの説明からすると使用貸借の期間も決めてないということですか。
- 春木委員 30年と書いてあります。
- 事務局(青木) 30年になっております。
- 笠間委員 この2人は血縁関係等ございますか。
- 春木委員 何もないです。
- 笠間委員 ということは30年経って売却になるか返すかいうことになれば更地で返すということですね。
- 春木委員 その条件が付いてない。
- 笠間委員 そういう条件を付けないで、問題になることはあるかもしれないけど、農業委員会、自分の意見としては問題無いと思います。
- 向山議長 あ、良いですか。
- 笠間委員 はい。
- 向山議長 前にも貸借で譲渡人は▲何歳になるという話がありました。その場合その契約期間はどうか対応するのかという話が出ましたよね。その時には本人同士で話し合いがされているような話でしたよね。今回もおそらくそうでないかと思います。
- 笠間委員 申請人はいくつくらいなの。
- 春木委員 地主の方は▲近いです。
- 向山議長 譲渡人はね。
- 春木委員 譲受人は、この方はまだ□□に勤めています。□□ですね。そこに勤めていて、まだ▲年くらいは勤めていられるという話だったから、まだ▲歳くらいですね。
- 向山議長 おそらく話はしてあると思いますよ。将来の事は。
- 事務局(青木) はい。よろしいでしょうか。
- 向山議長 はい、事務局。
- 事務局(青木) すみません。ご説明させてください。契約書がこちらの手元にございまして、そちらの内容ですと30年の賃借となっておりますがその中で土地の年額が▲万ということで決まっております。
- 春木委員 決まっているのですね。
- 事務局(青木) 契約書上はそういった設定になっております。
- 向山議長 他にこの意見について何かございますか。よろしいですか。それでは採決いたします。日程第3、議案第9号「農地の転用のための権利設定の許可申請に係る意見」について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員 挙手)
- 向山議長 全員賛成ですので議案第9号については、原案のとおり許可相当とし、東京都へ進達いたします。ありがとうございました。続いて、日程第4、「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定」について、事務局より説明をお願いします。

- 事務局(青木) はい、それでは説明いたします。農用地利用集積計画(案)でございます。こちらの農地につきましては、農地中間管理事業を活用しての利用計画になります。今回利用権設定をする土地の所在につきましては、□□▲番▲、同じく▲番▲、▲、▲、▲。地目は畑で、▲、▲、▲、▲、▲平方メートルでございます。栽培計画は農地中間管理事業での貸付農地として借り受けるというものです。使用貸借の期間は5年となっております。利用権を設定する者(貸手)は□□▲番、〇〇。利用権の設定を受ける者は一般社団法人東京都農業会議となっております。次ページご覧いただきますと、実際に農地を借り受ける受け手の方の権利関係でございます。□□▲番▲。〇〇。借り受けの始期ですが、令和4年9月1日で存続期間の終期は令和9年8月31日です。期間は5年の使用貸借となります。次ページになりますが、今回の借入れ農地でツバキを栽培する計画です。世帯員は男1名。所有する農機具等ですが、管理機、動力噴霧器、粉碎機、バックホウ、ホイールローダーを所有しております。次のページをご覧くださいと利用集積計画の申請図となっております。申請地は、□□から□側へ約▲m程進んだ□側に位置します。以上、農地利用集積計画(案)につきましてご審議いただき、当計画にご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
- 向山議長 ありがとうございます。1つ良いですか。この年月日のところ、令和4年9月1日になっていますが正しくは9月です。訂正をお願いします。よろしいですか。
- 笠間委員 質問いいですか。
- 向山議長 はい、5番。
- 笠間委員 これは更新でしたっけ。新規ですかこれ。
- 事務局(青木) 更新になります。
- 笠間委員 更新ですよ。現場は見たりしたことはあります。
- 事務局(青木) はい。
- 笠間委員 今もちゃんと椿の実栽培しているのですか。
- 事務局(青木) はい、しておりました。現地確認も行いました。
- 笠間委員 分かりました。〇〇君の本業は□□ですよ。
- 事務局(青木) はい、そうですね。
- 笠間委員 だから、まさか□□等にしていないか心配でした。
- 事務局(青木) はい。椿が栽培されていました。
- 中拂委員 はい。
- 向山議長 はい、3番。
- 中拂委員 全てのところに椿が植わっていて。
- 笠間委員 椿が植わっているっていうのは聞いていたのですが。
- 中拂委員 その前に中間管理機構を通しての貸借はこれからなのですが以前からも〇〇さんが個人的に、〇〇さんに頼んで。
- 向山委員 いいですか。
- 中拂委員 すみません。
- 向山議長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明ついて発言のある方は挙手でお願いします。

- 中村委員 はい。
- 向山議長 はい。9番。
- 中村委員 代理人の〇〇さんと〇〇さんとの関係は。
- 中拂委員 □□さんだと思います。▲□□の□□だと思います。
- 中村委員 □□ですね。
- 向山議長 よろしいですか。それでは採決いたします。日程第4「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定」について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員 挙手)
- 向山議長 全員賛成ですので日程第4「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について」原案のとおり承認いたします。ありがとうございます。
続きまして日程5「その他」について、何か事務局の方から説明はございましたらお願いします。
- 事務局(青木) 説明させていただきます。平成31年を最後に最近ではコロナで行えてなかったのですが、島しょ地区の研究会が毎年島外で行われておりまして今年からそちらが再開されます。日にちが10月の6日、7日になっております。場所は立川とあきる野になっております。6日は立川で7日があきる野の視察になっております。他の島しょの島の方も一緒に来られます。私が知っている中では八丈島が農業委員さん5名で参加されることになっております。コロナの状況もございますので行きたい方のみになります。
- 向山議長 今年度の大島町農業委員会現地研究視察は中止になっています。だから今回の件もそういうことを頭の中に入れて考えてください。
- 中拂委員 すみません。
- 向山議長 はい。3番。
- 中拂委員 これは平成31年の10月頃に行った東京都の農業委員会の集まりということでしょうか。平成31年は私もう農業委員になっていて、行ったのですよ。その年の秋に行って総会に参加しました。立川だったかな。その後に懇親会があり、次の日はどこでしたっけ、米軍基地のそばを電車に乗って通ったような気がするからそこら辺の地域だったはず。その中心になっている方がお店を開いているところで、その周りの売り先を新規就農者が担っているのを視察した覚えがあります。それがその島しょ地区の視察だったのですかね。
- 事務局(青木) それに当たるのですかね。
- 中拂委員 次の日は午前中それを見てお昼のジェット船で帰ってきたような気がするのですが。
- 五十嵐委員 島しょ地区大会ですか。
- 事務局(青木) ですかね。
- 中拂委員 島しょ地区大会。それは参加しなくて大丈夫なのですか。
- 事務局(青木) 参加します。
- 中拂委員 総会を開催した後で視察をしたような気がするのですが。
- 五十嵐委員 それとは別なのですか。
- 向山議長 私はちょっと覚えていない。

- 中拂委員 多分会長はそれに行かれてないと思いますよ。そうだ、会長さんがいてその執行役の理事さんたちが並んで説明をしたのを私聞いたような気がします。それは参加しなくても大丈夫なの。大島の農業委員。
- 事務局(青木) この2日間の詳しいスケジュールがまだ頂けてないので、そういったことがまだ確認できていないのですが、恐らく毎年同じようなこと行っておりますので、今年も同じような内容になると思います。そこは確認して、今回参加される方には改めてスケジュールの紙をお渡ししたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
- 向山議長 良いですか。先の事だからコロナがどうなるか分からない。実際、農業会議で今月17日に臨時総会があったのですが。それも中止でした。書面決議になり、書面で提出しました。そういう状態です。今回もおそらく中止になるような気がしますが。自分の身が1番大切で、先ほども言ったように自己責任ですから。それを踏まえてよく考えて参加してください。以上です。
- 中村委員 はい。
- 向山議長 はい。9番。
- 中村委員 余談話ですが、今の話の研修は私も平成6、7年頃から15年頃まで毎年行きました。当時は大丈夫だったので。今、彼が言ったように総会に出て、研修、見学会を行って。内容としては同じようなものですかね。ただ行ければ一番いいですが会長が言うようにコロナの関係で行けないですから。当時の農業委員は例えば南部地区で言えば、〇〇さんとか〇〇さんとか〇〇さん、〇〇さんとかそういう方が行っていました。〇〇を入れて▲名だったけどほとんどの人が行って、恐らく行程としては同じだと思います。ちょっと余談話ですみません。
- 向山議長 今8月、9月、10月あと2か月。
- 笠間委員 会長、ちょっと良いですか。
- 向山議長 はい。5番。
- 笠間委員 先ほどの申し込みの期限はありますか。
- 事務局(青木) 期限はまだ特に決まっていないのですがおそらく9月の中旬までにお返事の方、電話で結構ですので頂ければと思います。
- 笠間委員 参加希望の人は電話で連絡ですね。
- 事務局(青木) はい。よろしくお願いします。
- 中拂委員 はい。
- 向山議長 はい。3番。
- 中拂委員 それまでもし農業会議でこれはダメだと、コロナがちょっと流行って開けないだろうということになれば向こうから中止の連絡もありますよね。
- 事務局(青木) 中止の連絡が来ます。
- 中拂委員 それはそれで連絡が来ると言うけど、行ける方は行くと。
- 笠間委員 個人的で良いのですよね。
- 向山議長 もう1つ良いですか。この件、もし仮に行くとなった場合、年の初めに中止にした研修は中止ってことになっていますよね。それをまた覆す可能性があるということですよ。

- 中拂委員 ここで研修旅行の事について今年はやらないと決めたからそれはそれで良いのではないですかね。その時はその時で考えれば。
- 向山議長 そうですか。他に何か。
- 笠間委員 今、その他ですよ。
- 向山議長 その他です。
- 笠間委員 じゃあちょっと1点。良いですか。
- 向山議長 はい、5番。
- 笠間委員 農地の転用については現況調査の対象になってない所は構わないのですか。今更って言われても困るのですが。農地の現況調査やることになっていますよね。あそこに入っている土地以外、つまり対象になってない所を転用するというのは自由に出来ること。それともちゃんとやっぱり手続きを踏まなきゃならない事なのか。
- 事務局(青木) 対象になっていると言いますと。
- 笠間委員 現況調査の対象になっていない土地。
- 向山議長 農地の利用状況調査の。
- 笠間委員 調査の対象になっていない土地があるでしょ。
- 向山議長 調査に入っていない所。
- 笠間委員 そういう所を転用するという事については自由に出来るのか。
- 向山議長 入っていない所は農業委員会としては関係ないですから。
- 笠間委員 関係ない。
- 向山議長 調査に入っていないならね。調査票に入っていないのでしょ。
- 笠間委員 はい。
- 向山議長 入っていなければ農業委員会以外の問題ですよ。
- 笠間委員 だからその調査の対象になっていないとこの転用。
- 中拂委員 転用ですよ。農地の転用っていうのは農地利用状況調査とは全く関係なく。
- 笠間委員 あのと令和4年度の貰ったでしょう。現況調査の冊子を。あれに入っていない土地の転用については特別手続きも必要ない、勝手にやっていいのかどうなのかっていうことをちょっと確認したいのだけど。
- 事務局(青木) 農地であれば基本的に調査票に載りますし、転用であれば、届け出をしていただかなければいけません。
- 笠間委員 現況調査に入っていないということは農地ではないから自由に転用して良いという事。
- 事務局(青木) そうです。山林等になっていれば特に農業委員会を通す必要はないです。
- 向山議長 雑種地なのか、宅地なのか、山林なのか。
- 笠間委員 その辺が分からない。現況調査の対象になっていないから農地では無いだろうと思うのですが。あとは相続が転売されていて所有者も分からず島の人ではないから聞く訳にもいかない。ちょっとこの前問題になったとか話の種になった土地が間伏にありまして、聞き取り調査をしてきました。
- 向山議長 農地では無ければ我々には分からない、管轄外の事だから。
- 中拂委員 農地利用状況調査は全ての農地がちゃんと網羅されているという事ですか。
- 向山議長 もしそういう所があったら事務局の落ち度です。そういうところがあれば。

- 事務局(青木) そうですね。
- 向山議長 そういう事です。
- 笠間委員 そうすると、そういう土地を埋め立てたりする事についての管轄はどこ。
- 事務局(中田) 面積の広さによっては許可が必要になる場合があるので自然公園法だとか法律については大島支庁と確認していただければと。
- 笠間委員 町ではそういった管轄はない。
- 事務局(中田) 町は特にないです。森林法の関係はあるか。
- 事務局(青木) 森林はそうですね。役場で。
- 事務局(中田) 森林法の場合は届出が必要になるかもしれないので山林の場合は一応産業課農業係に聞いてください。
- 笠間委員 じゃあ山林だと今回の現況調査に入っていないの。
- 事務局(青木) はい、入ってないです。
- 笠間委員 じゃあそれは山林かどうかを調べてくれる。後で場所言うから。
- 事務局(青木) 分かりました。
- 笠間委員 ちょっと目に余るといふかそのまま放置して良いのかという所がありまして。
- 向山議長 早い話は我々が持っている闇魔帳、名簿帳ありますよね。あれは町で制作したものだから。あれに載ってない以外は山林か、雑種地か、宅地か分からないです。
- 笠間委員 農地でなければ極端な話農業委員会では分からない。
- 向山議長 分からない。
- 春木委員 7番です。
- 向山議長 はい、7番。
- 春木委員 山林を3000坪以上切り開く際は許可が必要だと言っていました。3000坪以下は大丈夫。3000坪以上になると東京都の許可が必要。
- 事務局(中田) 仰る通り面積によって東京都の許可が必要になったりあとは町に届けるだけで良かったりというのがありますので問い合わせいただければ。
- 向山議長 何かまだありますか。特にないようですので、これをもちまして第5回大島町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

この会議録は書記が調製したもので、その内容については相違ないことを認め署名する。

大島町農業委員会

委員

大島町農業委員会

委員